

2 消安第 827 号  
令和 2 年 5 月 26 日

一般社団法人 全国植物検疫協会  
会長 花島 陽治 殿

農林水産省消費・安全局長



輸出国における検疫措置を必要とする植物に関する植物検疫実施要領の一部改正について

今般、植物防疫法施行規則（昭和 25 年農林省令第 73 号。以下「規則」という。）の別表 1 の 2 及び別表 2 の 2 が改正され、検疫有害動植物及び対象植物の範囲が見直されました（規則の改正は、令和 2 年 5 月 11 日に公布済み。施行は令和 2 年 11 月 11 日。）。これに伴い、規則別表に係る検疫措置を必要とする植物に対する輸入検疫の実施の詳細を規定する「輸出国における検疫措置を必要とする植物に係る輸入検疫実施要領」（平成 10 年 3 月 30 日付け 10 農産第 2122 号農産園芸局長通達）を別紙のとおり一部改正するので、お知らせします。

については、このことについて貴協会関係者への通知方お願いします。